

2020年2月
大樹生命保険株式会社

登録金融機関業務の廃止についてのお知らせ

当社は、投資信託の販売会社として登録金融機関業務を行ってまいりましたが、当社における投資信託の取扱いは全て終了いたしました。

このため、2020年3月10日をもちまして登録金融機関業務を廃止することといたしました。

つきましては、以下のとおり2020年2月7日付官報にその旨公告いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、2020年3月10日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

以上